

独立行政法人日本万国博覧会記念機構 年度計画（平成 20 年度）

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 31 条の規定により、独立行政法人日本万国博覧会記念機構（以下「機構」という。）の平成 20 年度（平成 20 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日）の年度計画を次のとおり定めます。

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するための措置

引き続き国からの財政支援を一切受けず、独立採算により公園事業と基金事業を不離一体のものとして、効率的かつ効果的に運営することとし、第 1 期中期目標期間における効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から総費用の削減を行うため、以下の取組みを行います。

(1) 共通事項

① 経費の削減

平成 22 年度（中期目標期間の最終年度）の一般管理費（総人件費を除く。以下同じ。）を、平成 18 年度と比較して 4%以上削減するため、平成 20 年度の一般管理費については、2,036 百万円以内となるよう削減に努めます。

また、民間のノウハウを活用し、汎用品の活用等により引き続きコストの削減を図ります。なお、物品等の調達にあたっては、「平成 20 年度環境物品等の調達の推進を図るための方針」を策定し、これに基づいて環境物品等の調達を推進します。

② 給与水準の適正化等

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 47 号）等を踏まえ、引き続き人件費削減に取り組みます。

また、国家公務員を上回る給与水準について検証を行い、給与水準の適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表します。

③ 業務の更なる民間開放

イ 集客のための各種広報・イベント業務のうち、自ら実施してきた「公園だより」の原稿作成及び新規イベントの企画立案を新たに民間開放の対象とし、競争入札又は企画提案により受託者を選定します。

ロ 南地区の運動施設において、利用受付、グラウンド整備、緑地管理、清掃等を一体的に発注することにより、経費の削減など業務の効率化を図ります。

④ 組織体制の見直し等

限られた人員の中で効率的・効果的な業務運営を行うため、平成19年4月1日に再編した現行の2部5課1センターの組織体制を検証し、組織体制の更なる見直しを検討します。

⑤ 業務遂行体制の整備

職員の能力及び実績等について勤務評価を実施し、人事異動、昇任等に活用するとともに、勤務評価を給与に反映させます。

また、人材育成の観点から、総合評価結果を面談時に本人に開示し、職員の資質・能力の向上などが図れるよう評価に基づく指導・助言を行います。

(2) 公園に関する事項

① 中期目標期間中の公園整備

公園整備については、利用者の便益の向上、施設の機能維持、環境保全などの観点から、その必要性を十分検討し、平成20年度の整備費を889百万円と見積もり、中期目標期間中の総額が30億円以下となるよう努めます。

② 随意契約の適正化

公園の整備・管理業務に関する契約については、競争的な契約の拡大を図るため、以下の取組みを行います。

イ 平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」に基づき、随意契約について点検・見直しを行い、真にやむを得ないものを除き、順次一般競争入札等に移行することとし、取組状況については、ホームページで公表します。

ロ 競争性のある契約形態への移行に際し、競争入札の公告、企画競争や公募の公示については、競争性、透明性が十分確保されるよう、機構内掲示板の他、機構ホームページにも掲載し、幅広く入札参加申込や企画提案の募集を行います。

また、監事監査においては、随意契約の状況が「平成20事業年度監事監査計画」の監査重点事項とされる予定であることから、随意契約の適正化についてチェックを受けます。会計監査人監査においては、財務諸表監査の枠内で、随意契約に関する内部統制の状況について、評価を受けます。

③ 公園敷地の有効活用等

公園の未利用地については、貸付契約を促進し、収益の確保に一層努めます。ネーミングライツの売却については、万博記念競技場を対象に利用者（団体）

の意見、他の導入事例などを踏まえつつ、実施の可能性について検討します。

(3) 基金に関する事項

基金の運用にあたっては、助成金の支払い状況を踏まえながら、キャッシュ保有割合を縮小し、フルインベストメントに努めるとともに、確実性を前提に、金融商品の収益性や流動性を考慮し、運用益の拡大を図ります。

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するための措置

(1) 公園に関する事項

① 利用者に対するサービスの向上

イ ニーズの把握とニーズへの対応

- ・ 広く利用者の声を的確に把握するため、自然文化園の各ゲート、総合案内所に意見箱を設置するとともに、オールパスポート会員等への聴き取り調査を行います。
- ・ 来園者アンケート調査は、第1期中期目標期間に実施してきた春と秋の同時期に行うとともに、必要に応じてホームページアンケート、各種イベント等のアンケート調査を実施します。
- ・ 利用者のニーズに応える施設整備や各種イベント等を実施し、満足度を高める工夫を行います。
- ・ これらの情報をマスコミ等に積極的に提供するなど広報の強化に努めます。

ロ 入園者数・利用件数の目標

民間の知見を活かし、少子高齢化や健康増進等の社会的ニーズを踏まえた公園事業の運営を行うとともに、万博記念公園の資源を最大限に活用し、平日や閑散期などの利用者数・件数を増大させるように努めることにより、日本庭園・自然文化園の入園者数及びスポーツ施設の利用件数については、平成16年度から平成18年度の実績の平均（年間1,403千人、11,480件）を上回るようにします。

② 環境保全への積極的な貢献

イ 自立した森再生への取組

「万国博記念公園における「自立した森づくり」の計画」に基づき、大学・研究機関・NPO法人等と連携を図りながら、生物多様性に富んだ安定した森を形成する「自立した森再生事業」を進めていきます。

また、これまで取り組んできた森づくり、動植物の変遷などのデータを整理・分析し、「自立した森再生研究委員会」の指導・助言を得ながら、その成

果を季刊誌・ホームページ等で、広く情報発信していきます。

ロ 環境問題への対応

当公園の緑がもつ地球温暖化防止やヒートアイランド現象抑制の効果を明らかにし、循環型社会形成に資するため、大学・研究機関等と共同で調査研究を進めていきます。

また、環境技術開発に貢献するため、太陽光発電や木質バイオマスを活用した熱交換型発電機など、再生可能な自然エネルギー開発・活用の実証試験を行います。

さらに、環境保全の取組や実績を客観的に評価・分析し、その検証結果を、より具体的にわかりやすく国民に情報提供を行うため、季刊誌やホームページなどで広く発信していきます。

③ 民間団体との協働による地域社会への積極的な貢献

- ・ NPO法人等と協働して、次のような業務を公園利用者等の参画のもとに行い、持続可能な資源循環型社会の形成を目指した公園づくりを進めていきます。
 - (イ) 園内自然情報の収集（開花調査等）・広報
 - (ロ) イベントの企画・運営
 - (ハ) 自立した森づくりと連携した動植物の管理育成、調査
- (ニ) 園内売店等におけるリターナブル食器の採用及び残飯の堆肥化
- ・ 地域社会に貢献するため、自然観察学習館において、ボランティア団体の協力のもと、来園者を対象とした自然観察会や木工教室を開催するとともに、小中学校等を受け入れ、自然環境の大切さや自然との共生を学ぶ体験学習や環境学習の場を提供します。
- ・ 教育委員会など関係機関に、自然観察学習館や学習プログラムなどのPRを行い、教職員の研修の場としての利用促進に努めます。
- ・ 都市圏における貴重な緑環境を健康増進の場として提供し、生活習慣病対策や予防医学に貢献するため、高度医療機関との連携によるパイロット試験等を継続的に実施し、その成果をもとに「健康増進プログラム」作成のための検討を行います。
- ・ 大阪府に「北部広域防災拠点」における「備蓄倉庫」用地を引き続き貸し付けるとともに、地方公共団体の防災に関する施策への貢献として、災害時の活動拠点、広域避難地として公園を提供するほか、武力攻撃事態等における国民保護避難施設としても公園を提供します。

また、大阪府に登録した災害時協力井戸の適正な維持管理に努めるほか、災害時における公園施設の実際の運用方法等について検討します。

その他、緊急の救急搬送・医療救護活動へ積極的に貢献するため、大阪府の

ドクターヘリの緊急離着陸場所として公園を提供します。

(2) 基金に関する事項

① 効果的な助成金の交付

日本万国博覧会の成功を記念するにふさわしい文化的活動又は国際相互理解の促進に資する活動に必要な資金に充てるための助成金を交付します。

また、環境・公園に関係する事業等への重点化を図るための新たな審査体制づくりに取り組み、独立行政法人日本万国博覧会記念機構法の趣旨に沿いながら、より効率的かつ効果的な助成を行います。

② 助成対象事業についての事後評価の実施

個々の助成事業が当初計画どおりに的確かつ効果的に実施されたか、また、どのような事業成果、波及効果があったかを確認・検証するため、事後評価を実施します。この評価結果は、次年度以降の選考に反映させるとともに、必要に応じて基金事業の改善にフィードバックしていきます。

③ 助成金の交付に係る選考手続き等における客観性及び透明性の確保

イ 民間の有識者から構成される基金事業審査会に助成事業の選考について諮問し、また、次の事項について意見を聴取しながら、客観性及び透明性を確保した助成金の交付を行います。

(イ) 助成重点事項

(ロ) 採択基準

(ハ) その他助成金の交付に関する重要事項

ロ 申請者の利便性向上を図るため、以下の事項を行います。

・ 助成金の申請手続き等の公開

官報、ホームページ、その他メディアを活用し、次の申請手続き等の助成金の交付に関する情報を提供します。

また、環境・公園に関係する機関への募集案内の周知及び相互リンクの設定に努めます。

(イ) 助成金の申請から交付を受けるまでの手続き

(ロ) 助成対象事業区分

(ハ) 助成の重点事項

(ニ) 助成対象経費

(ホ) 助成率及び限度額

(ヘ) 採択基準

・ 助成金の交付状況等の公開

助成金の交付状況については、基金事業審査会及び専門委員会の委員名簿を公表するほか、助成金の交付決定後、ホームページにおいて次の情報を公開します。

なお、事業の実施結果については、ホームページを随時更新し、助成事業を完了した団体の情報を掲載し公開します。

- (イ) 申請状況
- (ロ) 交付先
- (ハ) 事業の概要
- (ニ) 交付額
- (ホ) 採択理由
- (ハ) 事業の実施結果

・ 助成事業の成果等についての調査

助成を受けた団体からの提出書類による確認とサンプリング方式による助成事業の実地調査を行い、助成金の使途等について適切に把握します。

ハ 助成金を受けた団体に対し、「万博表示」の表示例を示し、当該事業が基金から助成を受けて実施されたことを、各団体のホームページ、会場の看板、配布物等に明示することを求め、基金事業が広く社会に普及・浸透するよう方策を講じます。

また、助成事業の選考にあたっては、多くの一般市民の参加が見込める「公開講座の開催」の有無を評価項目とするなど、助成事業の成果が社会に効果的に発信されるよう努めます。

④ 民間の知見の活用

基金事業の運営（採択基準の策定、助成対象事業の選考、事後評価等）に一層の民間の知見を取り入れることにより、効率的かつ効果的な助成金の交付となるよう努めます。

(3) 公園事業への繰入れの拡大

公園の施設整備のため、基金の運用益の公園事業への繰入れを平成 20 年度は 15 百万円とします。また、平成 21 年度から平成 18 年度実績（15 百万円）の 3 倍以上に増やすこととし、低廉な公園入場料の維持に努めます。

(4) 基金の運用及び管理における客観性及び透明性の確保

① 基金の管理運用にあたっては、より効果的な運営に努めるとともに、責任体制を明確化するため、以下の事項を行います。

- (イ) 債券運用会議において、平成 20 年度の運用方針を決定します。

- (ロ) 債券運用会議を定期的に開催し、運用状況を報告します。
- (ハ) 運用結果について、ホームページ等により公表します。

② 基金の管理及び運用は、規程を遵守し、適正に行います。

また、基金の運用により生じた運用益の用途については、ホームページ等により公開します。

3. 予算、収支計画及び資金計画

業務運営の効率化により経費を削減するとともに、業務運営に応じて可能な範囲で収入の増大に努めることにより、健全な財務内容を維持します。

(1) 公園に関する事項

平成 20 年度の公園入場料等収入については、1,297 百万円と見積もりその達成に努力します。

また、決算における実績との比較を行うことにより、達成状況を把握するようにします。

平成 20 年度の予算、収支計画及び資金計画は別紙 1 のとおりです。

(2) 基金に関する事項

基金の実質的価値を保全するため、各事業年度において運用利益金の未使用分を積立金として計上し、中期目標期間終了時に積立金の基金への組入れを行います。

4. 短期借入金の限度額

短期借入金を行う予定はありません。

5. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときの計画

重要な財産を譲渡、処分する計画はありません。

6. 剰余金の使途

決算において第 1 号勘定（公園事業）に剰余金が生じたときは、施設・設備の更新、整備に充てます。

また、第 2 号勘定（基金事業）に剰余金が生じたときは、助成に充てます。

7. その他財務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 人事に関する計画

職員の資質向上のための研修について、実施時期、実施内容、実施方法等を十分検討し、効率的、効果的な研修となるよう研修計画を策定し、着実に実施します。

また、平成 19 年度までに削減した結果である常勤職員 48 名で業務を執行するた

めの計画を策定します。

(2) 施設及び設備に関する計画

安全確保、バリアフリーに配慮しながら、環境保全、日本万国博覧会の遺産の保存等の目的を達成するため、南地区外灯整備、自然文化園園路透水性舗装改修、「みんなのトイレ」増設、鉄鋼館改修工事などを実施します。

なお、施設及び設備に関する計画は別紙2のとおりです。

(3) 公園内の安全管理

イ 機構及び公園内施設の運営に携わる受託業者等で構成する「万博記念公園安全管理連絡会議」を開催し、公園利用者の安全管理の徹底を図ります。

ロ 避難誘導訓練、園内車両安全運行講習会等、必要な訓練を業務受託者等とともに実施します。

ハ 安全管理を企画提案の審査項目とすることや、契約内容・仕様書の見直しにより、公園利用者の安全確保に努めます。

ニ 公園内で実施するイベントなどの安全管理についてのマニュアル等を作成します。また、安全管理の一環として、AEDの増設並びに使用講習会を実施します。

ホ これらの取組状況については、ホームページ等で公表します。

(1) 予算

平成 20 年度

第 1 号勘定 (公園事業)

(単位 : 百万円)

区 別	金 額
収入	
業務収入	2,346
その他の収入	1,037
計	3,383
支出	
管理運営費	2,435
人件費	543
管理諸費	1,891
公園整備費	889
その他の支出	—
計	3,324

第 2 号勘定 (基金事業)

(単位 : 百万円)

区 別	金 額
収入	
業務収入	326
その他の収入	0
計	326
支出	
管理運営費	63
人件費	53
管理諸費	10
基金事業費	231
その他の支出	32
計	326

第1号勘定と第2号勘定の合計

(単位：百万円)

区 別	金 額
収入	
業務収入	2,672
その他の収入	1,037
計	3,709
支出	
管理運営費	2,498
人件費	596
管理諸費	1,902
公園整備費	889
基金事業費	231
その他の支出	32
計	3,650

注1) 上記記載額は、以下の条件に基づき試算したものです。

○人件費のベースアップ伸び率を0%で試算しております。

なお、収支計画及び資金計画についても同様の前提で試算しております。

注2) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

(2) 収支計画

平成 20 年度

第 1 号勘定

(単位：百万円)

区 別	金 額
収益の部	
經常収益	2,974
公園事業収入等	2,513
財務収益	375
その他の収入	86
臨時収益	—
計	2,974
費用の部	
經常費用	2,921
公園事業費等	2,918
その他の費用	3
臨時損失	—
計	2,921
純利益	53
目的積立金取崩額	—
総利益	53

第 2 号勘定

(単位：百万円)

区 別	金 額
収益の部	
經常収益	326
基金運用収入	326
臨時収益	—
計	326
費用の部	
經常費用	326
基金事業費等	311
その他の費用	15
臨時損失	—
計	326
純利益	—
目的積立金取崩額	—
総利益	—

第1号勘定と第2号勘定の合計

(単位：百万円)

区 別	金 額
収益の部	
經常収益	3,300
公園事業収入等	2,513
基金運用収入	326
財務収益	375
その他の収入	86
臨時収益	—
計	3,300
費用の部	
經常費用	3,247
公園事業費等	2,918
基金事業費等	311
その他の費用	18
臨時損失	—
計	3,247
純利益	53
目的積立金取崩額	—
総利益	53

注1)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

注2)上記の金額は、消費税を除いた金額です。

(3) 資金計画

平成 20 年度

第 1 号勘定

(単位：百万円)

区 別	金 額
資金収入	5,810
業務活動による収入	2,905
業務収入	2,890
その他の収入	15
投資活動による収入	1,750
財務活動による収入	—
前年度よりの繰越金	1,155
資金支出	5,810
業務活動による支出	2,814
人件費支出	510
国庫等納付金の支払額	351
その他の業務支出	1,953
投資活動による支出	1,918
財務活動による支出	7
次年度への繰越金	1,072

第 2 号勘定

(単位：百万円)

区 別	金 額
資金収入	1,704
業務活動による収入	326
業務収入	326
投資活動による収入	1,303
財務活動による収入	—
前年度よりの繰越金	75
資金支出	1,704
業務活動による支出	325
人件費支出	66
その他の業務支出	259
投資活動による支出	1,303
財務活動による支出	—
次年度への繰越金	77

第1号勘定と第2号勘定の合計

(単位：百万円)

区 別	金 額
資金収入	7,515
業務活動による収入	3,232
業務収入	3,217
その他の収入	15
投資活動による収入	3,053
財務活動による収入	—
前年度よりの繰越金	1,230
資金支出	7,515
業務活動による支出	3,138
人件費支出	575
国庫等納付金の支払額	351
その他の業務支出	2,212
投資活動による支出	3,221
財務活動による支出	7
次年度への繰越金	1,148

注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

平成 20 年度 施設及び設備に関する計画

(単位：百万円)

施設整備の区分	整備額
日本庭園	44
自然文化園	713
スポーツ施設地区	113
管理サービス地区	19
合計	889

注 1) 上記の計画については、平成 20 年度に見込まれる施設及び設備の整備、改修に係る金額を示したものです。

注 2) 上記計画のうち、以下の工事財源の一部として第 2 号勘定からの繰入金 15 百万円を活用します。

区 域	整備内容
自然文化園	園内土壌改良他

注 3) 上記計画のうち、以下の工事財源として長期預かり寄附金を活用します。

区 域	整備内容
日本庭園	修景改修基本設計
自然文化園	万国橋耐震改修実施設計他
管理サービス地区	記念ビル空調機中央監視装置改修